

県民共済の広告に関する申入れ事案

県民共済の折込みチラシについて、保障対象となる手術の範囲について誤解を招かないような表示とするよう改善等を求め、一定の改善を得た事案

1 事案（情報提供）の概要

宮城県民共済の加入者から、下記のような情報が寄せられた。

記

宮城県民共済の折り込みチラシを見て、全ての手術が保障対象になると思い加入したのに、実際に手術を受けて手術共済金を請求したところ、保障対象外の手術であるとして、共済金が支給されなかった。折り込みチラシの表示には問題があるのではないか。

2 結論（終了日、法令上の根拠、主な成果等）

（1） 終結までの経緯

宮城県民共済の折り込みチラシ及びホームページの広告を調査したところ、手術の保障対象範囲（診療報酬点数によって保障される手術と保障されない手術があること）が分かりにくく、特に折込みチラシについては、一見、全ての手術が共済の保障対象となるかのような印象を与えるものであった。

そこで、2014年12月26日、共済の元受団体である全国生活協同組合連合会及び宮城県民共済生活協同組合に対し、全ての手術が保障対象

となるかのような印象を与える表示については、景品表示法4条1項の優良誤認表示に該当するおそれがあることから、その使用を停止すること、共済の保障対象範囲を消費者に分かりやすく表示すること、また、これを各会員生協に対しても周知し同様の対応を取らせること、を申し入れた。

この申入れの結果、次項記載の成果が得られたことから、引き続きより分かりやすい消費者への説明を要望し、今回の申入れについては終了とした。今後も運用実態を注視し、必要に応じて照会や申入れを行う予定である。

(2) 主な成果

折り込みチラシ及びホームページの広告のいずれについても、保障表における「手術」の下の部分の表記が、従前の「当組合の基準による」という保障対象とならない手術があることが不明な表記から、「当組合の定める手術」という保障対象外の手術もあることが分かる形で修正された。

また、折り込みチラシの保障表の説明事項（一部手術が支払対象とならないことが記載された部分）については、保障表と離れた場所（裏面）にあり字も細かく気づきにくい等と指摘していた点が、保障表の説明事項への誘導記載を、太字で「重要」と示す等して、以前より注意喚起されやすい表記に修正された。また、説明事項の部分についても、同様に、太字で「重要」と示す等して以前より注意喚起されやすい表記に修正された。

これらの修正は、2015年4月下旬実施の広告より順次反映しており、また、各会員生協にも周知する、との回答があった。

以上のとおり、保障表の表記（強調表示）自体の修正及び説明事項（打消し表示）の強調により、誤認が生じる虞が小さい表示に改訂がなされた。